

平成 20 年度 事業報告書

平成 20 年 4 月 1 日から
平成 21 年 3 月 31 日まで

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

① 経営環境

平成 20 年度のわが国経済は、米国発の金融危機に端を発した世界的な景気後退の影響を大きく受けました。特に、米国大手証券会社が経営破綻した秋口以降は、わが国の成長を支えてきた輸出の急激な落ち込み、株式・不動産市況の下落や雇用環境の悪化を通じた個人消費マインドの低下などにより、実質 GDP 成長率はマイナスに転じました。

長期金利は、世界的インフレ懸念等の影響により、年度始 1.3% 台から 1.9% 近くまで上昇しましたが、その後は景気後退の影響により低下基調に転じ、1.3% 台で年度を終えました。ドル円相場は、年度始の 100 円近辺から円安基調で推移し、8 月には 110 円を超えましたが、秋口以降は円高に転じ、12 月には 87 円台まで円高が進み、年度末は 98 円台となりました。国内株式市場（日経平均株価）は、6 月に 14,489 円まで上昇しましたが、9 月以降下落基調を強め、3 月 10 日には 7,054 円まで下落した後 8,109 円で年度を終えています。

このような経済情勢のもとにあって、金融業界では、経営基盤の強化を目的として、多くの金融機関が増資などによる資本増強を図るとともに、経営統合が相次いで発表されました。

生命保険業界においては、銀行窓販、来店型店舗、インターネット等の販売チャネルの多様化による競争が一層激化する状況となりました。また、生命保険会社各社は、金融庁に対し、平成 19 年 2 月の「保険金等の支払状況に係る実態把握について」の報告徴求命令に基づき、平成 13 年度から平成 17 年度までに保険金・給付金等をお支払いしたご契約について、追加的なお支払いが必要であった件数および金額等を報告しました。これに対し、金融庁は、当社を含む生命保険会社 10 社に対して、経営管理態勢および業務運営態勢に一層の改善の必要があるとして、平成 20 年 7 月 3 日付にて業務改善命令を発出しました。

② 事業の経過

このような環境のなか、3 ヶ年の中期経営計画「ライジング A」の最終年度である平成 20 年度は、計画の実現に向けて「お客様満足の向上」「収益力の向上」「健全性の向上」および「経営基盤の強化」に向けた各種の取組みを行いました。また、経営の喫緊の重要課題である保険

金等支払管理態勢の強化にも引き続き全社をあげて取り組みました。

当社は平成 14 年以降取り組んできた経営改革によって、リスク性資産の大幅な削減に努めてきました。平成 20 年度においても金融経済環境の悪化に備えるため、運用リスクの軽減に努めましたが、秋以降の想定を超える急激なマーケット環境の悪化により、平成 20 年度は株式等の多額の減損処理を行う厳しい決算となりました。

また、金融経済環境の急変を受けて、更なる環境悪化に備えた予防的な資本の増強対策として、12 月に基金を 350 億円増額しました。さらに、平成 24 年 3 月に償還期限を迎える基金を環境が安定した段階で償却し、期限の長い基金等を再調達することにより資本を強化すること等を目的に、基金償却財源として 3 月に基金償却積立金を 1,300 億円取り崩しました。

【保険金等支払管理態勢の強化に向けた取り組み】

当社は、前述の金融庁からの業務改善命令において、「経営管理態勢の改善および強化」「内部監査態勢等の改善および強化」「保険金等の支払漏れ等に係る再発防止策等の必要な見直しおよび改善」が求められました。当社は、今般の業務改善命令を厳粛に受け止め、このような事態を二度と引き起こすことのないよう業務改善計画を確実に実行し、お客様、関係者の皆様からの信頼回復に向け全社をあげて再発防止に取り組んできました。

主な取り組みとしては、内部監査態勢等の改善および強化に向け、7 月に、支払検査室を新設し、再発防止策等の実施状況や実効性を検証していくための態勢を強化しました。また、8 月には、外部機関(監査法人)による保険金等支払管理態勢に係る内部監査態勢のレビューを実施しました。

引き続き、内部監査による定期的な検証を通じて、保険金等支払管理態勢の必要な見直しおよび改善に努めてまいります。

【営業面における取り組み】

当社では、お客様とのゆるぎない信頼関係を構築し、最適なコンサルティングサービスを提供する営業職員(ベスト・ライフコンサルタント)の拡充により、訪問サービスの更なる品質向上、お客様満足の向上を目指すべく、「新・営業職員体制」を構築し、営業体制の刷新と 5 年間育成体制の強化に取り組みました。

具体的には、ご契約内容のご説明や定期的なお客様へのアクセス拡充、お客様が生命保険を選択する際のコンサルティング活動の充実など、全ての営業職員が実践するお客様視点の質の高い訪問サービスの展開(ベスト・アクセス活動)の取り組みを行いました。また、担当者変更時に、新担当者による「担当者変更のお知らせ」活動を徹底するなどのお客様フォロー体制の強化に向けた各種の取り組みや、お客様と担当営業職員との長期にわたるリレーションシップの構築を目指しました。また、お客様への訪問サービスを評価に反映する等の営業職員制度の抜本的な見直しを行いました。さらには、音声・動画によるリアルタイムでの双方向通信が可能なテレビ会議システムを全支社に配置し、各種の教育を広範囲の営業職員に対して実施する等、教育体制の再構築に取り組みました。

また、営業職員チャネルの強化に加えて、将来の収益源の確保に向けて、テレマーケティングや銀行窓販への参入等の新規チャネルの開発を行うことを目的として、平成 20 年 7 月 1 日付にて「新規事業統括部門」を新設しました。

【お客様サービス・商品開発面における取組み】

4月には、受取人となる被保険者が保険金等を自ら請求できないときに、あらかじめ指定した「指定代理請求人」が保険金等を代理請求できる「指定代理請求特約」の取扱いを開始しました。また、商品ラインナップの簡明化に引き続き取り組み、介護保障移行特約等の販売を停止しました。

6月には、商品内容およびお支払事由等をお客様に一層ご理解いただけるよう、保険王の「ご契約のしおり（定款・約款）」を全面改訂しました。改訂にあたっては、表形式の活用や分かりやすく平易な言葉で記述する等、明確化・平明化を図るとともに、冊子のサイズをA4版に拡大することにより、文字を大きく見やすくしました。

9月には、当社サービスの付加価値を高めるため、新たなお客様サービス会員制度として、「朝日生命メンバーズCLUB『プレミアム』」をスタートさせました。

10月には、保険王以外の商品の「ご契約のしおり（定款・約款）」についても、保険王と同様に全面改訂し、内容の明確化・平明化を図りました。また、10月から11月にかけてご契約者に送付する総合通知「インフォメールあさひ」について、契約冊子のサイズを拡大することにより、文字を大きく見やすくしました。

【資産運用面における取組み】

当社は、国内公社債などの円金利資産を中心とするバランス型ポートフォリオにより、運用リスクを分散しつつ収益の向上に努めております。

平成20年度においては、世界的な金融不安・景気悪化等によるダウンサイドリスクの高まりに対応し、外貨建債券の為替ヘッジならびに株式オプションによるヘッジポジションの構築等を行い、更なる運用リスクの削減に努めました。

各資産の運用状況は、国内債券については、上期の金利上昇局面を捉えて中長期債の積み増しを行いました。短期債の償還により残高はほぼ横ばいでした。貸付金については、企業・個人向け共に残高は減少しました。国内株式については、株式相場の下落による評価損の計上等により残高は減少しました。外国証券については、円高リスクを削減する観点から外貨建債券の売却を行う一方、優先出資証券（円建）等を買入れたため、残高はほぼ横ばいとなりました。不動産については、大型物件の売却等により残高は減少しました。

【人材開発面における取組み】

当社では、女性職員の更なる能力発揮を推進することにより、組織活力や生産性、企業価値の向上を図ることを目的として、平成18年度より「朝日生命ポジティブ・アクション」に積極的に取り組んできました。

この結果、取り組み3年後（平成21年度始）の目標として設定した「女性の活躍推進指標」を達成し、女性総合職・女性管理職数の増大や女性職員の能力開発、仕事と家庭の両立支援策の整備を通じたワーク／ライフ・バランスの推進において、顕著な実績をあげることができました。

今後も、3月に策定した第Ⅱ期「朝日生命ポジティブ・アクション」に基づく新たなアクションプランを着実に実行し、女性職員の更なる活躍を推進してまいります。

【内部統制に関する取組み】

当社では、保険業法に基づき「内部統制システムの基本方針」を定めるとともに、コーポレートガバナンス強化のため、内部統制システムの継続的な改善・向上に努めております。その一環として、生命保険事業の持つ社会性・公共性から内部統制報告制度の基本的考え方に基づき、平成 20 年度から自発的に「内部統制報告書」を作成し、監査法人の監査を受けています。また、反社会的勢力対策委員会を設置し、各種の対策を実施する等、反社会的勢力排除に向けた体制の整備にも取り組んでおります。

③ 事業の成果

平成 20 年度の事業の成果は以下のとおりとなりました。

【契約概況】

個人保険・個人年金保険について、年換算保険料の合計では、新契約高（転換純増含む）が 327 億円（対前年度比 93.5%）となり、解約・失効高が 288 億円（同 102.2%）となったことなどから、年度末保有契約高は 6,015 億円（同 97.3%）となりました。また、個人保険・個人年金保険のうち、第三分野においては、年度末保有契約高は 1,614 億円（同 102.8%）となりました。

〔年換算保険料ベースの業績〕

		平成 20 年度	前年度比	平成 19 年度
個人保険・ 個人年金保険	新 契 約 高	327 億円	93.5%	349 億円
	減 少 契 約 高	491 億円	100.7%	487 億円
	うち解約・失効高	288 億円	102.2%	282 億円
	年度末保有契約高	6,015 億円	97.3%	6,179 億円
うち第三分野	新 契 約 高	164 億円	92.5%	178 億円
	減 少 契 約 高	121 億円	105.7%	114 億円
	うち解約・失効高	95 億円	106.1%	90 億円
	年度末保有契約高	1,614 億円	102.8%	1,571 億円

注 1. 年換算保険料とは、保険料の払込方法に応じ、年払は 1 倍、半年払は 2 倍、月払は 12 倍、一時払は保険期間で除するなどして、1 年あたりの保険料に換算した金額です。

2. 第三分野では、医療・介護等を保障する主契約および特約を計上しています。

一方、個人保険・個人年金保険の保険金額の合計では、新契約高（転換純増含む）が 1 兆 116 億円（対前年度比 118.6%）となり、解約・失効高が 2 兆 7,434 億円（同 92.9%）となったことなどから、年度末保有契約高は 40 兆 4,129 億円（同 92.3%）となりました。

団体保険は、年度末保有契約高が 2 兆 2,201 億円（同 74.6%）となりました。

団体年金保険は、前年度に引き続き事業の撤退を進め、年度末保有契約高が 738 億円（同 85.0%）となりました。

【収支概況】

経常収益は、8,372 億円（対前年度比 98.5%）となりました。このうち、保険料等収入は、5,272 億円（同 94.9%）となりました。また、資産運用収益は、利息および配当金等収入が減

少したことなどから、1,719 億円（同 93.6%）となり、その他経常収益は、責任準備金戻入額が増加したことなどから、1,380 億円（同 124.4%）となりました。

経常費用は、1 兆 193 億円（同 125.5%）となりました。このうち、保険金等支払金は、5,772 億円（同 101.1%）となりました。資産運用費用は、多額の有価証券評価損を計上したことなどから、2,721 億円（同 385.5%）となりました。事業費は、13 億円増加して 1,188 億円（同 101.2%）となりました。

この結果、経常損失は、1,820 億円となりました。

特別利益は、価格変動準備金を取崩したことなどから、357 億円（同 150.2%）となりました。特別損失は、86 億円（同 105.3%）となりました。法人税等合計は、290 億円（同 165.5%）となりました。

以上の結果、当期純損失は、1,841 億円となりました。

生命保険本業の期間収益を示す指標の一つである基礎利益は、327 億円（対前年度差△105 億円）となりました。

【資産および負債・純資産の概況】

年度末総資産は 5 兆 6,320 億円（対前年度比 94.1%）となり、このうち有価証券は 3 兆 6,286 億円（総資産に占める割合 64.4%）、貸付金は 1 兆 812 億円（同 19.2%）、有形固定資産は 4,695 億円（同 8.3%）となりました。

負債の合計は、5 兆 5,460 億円（対前年度比 97.3%）となり、このうち責任準備金は 5 兆 2,141 億円（同 98.0%）となりました。

純資産の合計は、859 億円（同 30.5%）となり、このうち基金等合計は、2,044 億円、評価・換算差額等合計は、△1,184 億円となりました。

なお、基金償却積立金 1,300 億円を取崩し、同額を基金償却積立金減少差益に計上しております。

秋以降の想定を超える急激なマーケット環境の悪化により、保険会社の健全性を示す行政監督上の指標であるソルベンシー・マージン比率は 583.1%（対前年度差△91.0%）、実質純資産額は 2,249 億円（同△2,479 億円）となりました。

④ 会社が対処すべき課題

当社は、これまでの経営改革により、個人保険分野に事業を集中するとともに、「お客様満足の向上」を最優先とした経営を実践し、「育成重視・継続重視」「第三分野の拡販」等、他社に先駆けた大胆な改革を行い、着実に成果を上げてきました。しかしながら、現在の当社を取り巻く経営環境は、景気悪化の長期化懸念、マーケット動向の変化、他社との競争激化等、より急激に変化しています。

こうした状況のなか、当社は環境変化に適応した経営の「変革」を実現すべく、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 カ年の中期経営計画「Change（変革と挑戦）」を策定しました。また、今般の中期経営計画の策定にあたり、3 カ年のみならず、中長期的に目指す経営ビジョンとして、「すべての活動がお客様第一にある会社」「ユニークで存在感のある会社」および「一人ひとりがいきいきと働く現場力の強い会社」の 3 点を新たに決めました。

中期経営計画「Change（変革と挑戦）」では、3 つの経営ビジョン実現のため、営業力

の強化を中心に3ヵ年のアクションプランを実行します。

具体的には、第一に、お客様一人ひとりに最適な商品・お役に立つサービスのお届けを通じて、お客様のベストライフ（充実した人生）をサポートするために、お客様第一を基軸に当社のすべての活動を変革します。第二に、当社がお客様や社会から常に存在価値を認めて頂ける会社であり続けることを目指し、今後成長が見込まれる「女性層」や「シニア層」のお客様に対して特徴的なマーケティングを展開し、「女性とシニアに強い朝日生命」というコーポレートブランドの確立に取り組みます。第三に、こうしたことを実現するために、「三現主義（現場・現物・現実）」に基づき、現場を重視して、職員一人ひとりが創意工夫することにより、「現場力の強い会社」を目指します。

また、経営ビジョン実現に向けた経営課題として、リスク管理態勢の強化と収益効率の改善を通じた安定的な財務体質への改善に取り組みます。これらの取組みに加えて、保険金等支払管理態勢の強化や内部統制システムの高度化にも引き続き取り組んでまいります。

当社は、中期経営計画「C h a n g e（変革と挑戦）」を着実に実行し、急激な変化に適応した迅速な「変革」と輝かしい未来に向けた大胆な「挑戦」を実現することで、業績の回復を図るとともに、今後とも、当社の経営の基本理念である「まごころの奉仕」に徹して社会の負託に応えてまいり所存であります。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年度末契約高	個人保険	482,440	440,560	402,313	369,679
	個人年金保険	37,722	36,651	35,589	34,450
	団体保険	22,623	30,575	29,749	22,201
	団体年金保険	1,240	978	868	738
	その他の保険	1,400	1,372	1,342	1,298
		億円	億円	億円	億円
保険料等収入		623,816	600,270	555,422	527,288
資産運用収益		219,089	187,520	183,716	171,952
保険金等支払金		657,574	606,666	570,744	577,261
経常利益(△は経常損失)		80,225	76,939	37,683	△182,085
当期純剰余(△は当期純損失)		42,819	45,126	35,649	△184,113
社員配当準備金繰入額		2,626	4,957	4,167	0
総 資 産		6,337,787	6,304,009	5,984,429	5,632,068
		百万円	百万円	百万円	百万円

注. 個人保険および個人年金保険について、年換算保険料では年度末保有契約高の推移は次のとおりです。

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
個人保険	5,210	5,050	4,867	4,667
個人年金保険	1,213	1,266	1,312	1,348
	億円	億円	億円	億円

(3) 支社等および代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当 期 増 減
統 括 支 社	7	7	0
支 社	51	51	0
営 業 所	739	745	6
海 外 駐 在 員 事 務 所	1	1	0
計	798	804	6
代 理 店	240	218	△22
計	1,038	1,022	△16
	店	店	店

(4) 使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内 務 職 員	3,891	4,151	260	42	19	441
（ 男 子 ）	(2,408)	(2,412)	(4)	(43)	(20)	(571)
（ 女 子 ）	(1,483)	(1,739)	(256)	(39)	(18)	(259)
営 業 職 員	14,282	14,552	270	48		

注1. 平均給与月額は、平成21年3月の税込基準給与月額で示しております。

2. 営業職員数には、募集代理店およびその使用人の数は含んでおりません。

3. 当期末の内務職員数（女子）には、平成20年4月にエリア事務職（嘱託）からエリア総合職（内務職員）に移行した128名を含んでおります。

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	35,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	24,000
中央三井信託銀行株式会社	20,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,000
株式会社京葉銀行	2,000
株式会社徳島銀行	1,000

注. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

(6) 資金調達状況

平成20年5月に20億円、同年9月に10億円の劣後ローンを調達し、同年5月に期限付き劣後ローン10億円を弁済しております。

また、平成20年12月に基金350億円を募集するとともに、永久劣後ローン240億円を弁済しております。

(7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

設備投資の総額	当該事業年度に実施した設備投資の総額は 52,036 百万円で、その主なものは次のとおりです。	
	土地・建物	20,840 百万円
	ソフトウェア	5,945 百万円

注. 設備投資の総額は、有形固定資産および無形固定資産の当期増加額の合計です。

ロ. 重要な設備の新設等

平成 21 年 3 月に朝日生命大手町ビルを売却しました。また、同年同月に新宿エルタワーの一部持分を 13,004 百万円で取得しました。

(8) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
(株)インフォテック朝日	東京都多摩市	ソフトウェアの開発	昭 58. 4. 1	百万円 50	% 100.0
朝日ライフアセットマネジメント(株)	東京都杉並区	投資顧問 投資信託委託	昭 60. 7. 6	3,000	100.0
朝日生命カードサービス(株)	東京都多摩市	クレジット カード	昭 63. 8. 22	50	40.0 (95.0)
朝日生命キャピタル(株)	東京都杉並区	有価証券投資	平 2. 11. 20	400	100.0
朝日エヌベスト投資顧問(株)	東京都杉並区	投資顧問	平 11. 6. 9	50	0 (51.0)

注. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の () の数字は、間接出資に係る議決権を含めた割合です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

平成 24 年 3 月に償還期限を迎える基金を環境が安定した段階で償却し、期限の長い基金等の再調達により資本を強化すること等を目的に、平成 20 年 7 月、同年 12 月の総代会決議、並びに内閣総理大臣の認可を経て、平成 21 年 3 月に基金償却積立金 1,300 億円を取り崩し、基金償却積立金減少差益への振替を行っております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
藤田 讓	代表取締役会長	株式会社A D E K A 横浜ゴム株式会社 日本ゼオン株式会社 富士急行株式会社 古河電気工業株式会社 日本通運株式会社 富士電機ホールディングス株式会社 日本軽金属株式会社	監査役 監査役 監査役 取締役 監査役 監査役 監査役 監査役
佐藤 美樹	代表取締役社長	日本ビストロリング株式会社 古河機械金属株式会社	監査役 監査役
種邑 満	取締役専務執行役員 検査統括部門長兼 リスク管理統括部門長	ラサ工業株式会社	監査役
横山 誠	取締役専務執行役員 法人営業統括部門長	関東電化工業株式会社	監査役
井上 義久	取締役常務執行役員 経営企画統括部門長	株式会社東京ドーム	取締役
隅田 正彦	取締役常務執行役員 総務人事統括部門長	センチュリー・リーシング・システム株式会社 株式会社白洋舎	監査役 取締役
豊田 元則	取締役常務執行役員 営業総局長	第一工業製薬株式会社	取締役
大橋 宏之	取締役常務執行役員 ソサイエティ&カスタマーコミュニケーシ ョン統括部門長		
初瀬 良治	取締役常務執行役員 事務・システム統括部門長		
坂東真理子	取締役（社外役員）	学校法人昭和女子大学	学長
岡部 正彦	取締役（社外役員）	日本通運株式会社	代表取締役会長
工藤 正	取締役（社外役員）	株式会社みずほ銀行	理事

石井 晃	監査役（常勤）		
鈴木 貞雄	監査役（常勤）		
古河潤之助	監査役（社外役員）	古河電気工業株式会社	相談役
町田 幸雄	監査役（社外役員）	弁護士	
丹羽宇一郎	監査役（社外役員）	伊藤忠商事株式会社	取締役会長

注. 取締役兼務者を除く各執行役員は次のとおりです。

氏 名	地位および担当	その他
両角庄太郎	常務執行役員 東京東統括支社長	
山肩 正樹	常務執行役員 大阪統括支社長	
石井 仁	常務執行役員 東京統括支社長	
森 信人	執行役員 営業企画統括部門長	
本間 義昭	執行役員 新都心統括支社長	
羽谷 智	執行役員 名古屋統括支社長	
岡田 孝正	執行役員 新潟支社長	
吉田 茂	執行役員 横浜統括支社長	
伊藤 健五	執行役員 財務・不動産統括部門長	
高池 幸雄	執行役員 資産運用統括部門長	
江川 正彦	執行役員 新規事業統括部門長	

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬額
取締役	14 名	年額 286 百万円
監査役	6	年額 68
計	20	年額 354

注 1. 総代会で定められた報酬限度額は次のとおりです。

取締役 年額 650 百万円

監査役 年額 120 百万円

2. 上記の報酬等の額には、平成 20 年 7 月 1 日に退任した取締役 2 名、監査役 1 名の報酬が含まれております。

3. 上記のほか平成 18 年 7 月 4 日の定時総代会決議に基づき、平成 21 年 3 月 31 日までに退任した取締役および監査役に対し平成 20 年度に役員退任慰労金を次のとおり支給しております。

取締役 3 名に対して総額 72 百万円

監査役 1 名に対して総額 11 百万円

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

区 分	氏 名	兼任先会社名	兼任の内容
社外 取締役	坂東真理子	アサヒビール株式会社	社外取締役
	岡部 正彦	日本通運株式会社	代表取締役会長
		日本興亜損害保険株式会社	社外取締役
	工藤 正	伊藤忠商事株式会社	社外監査役
		古河電気工業株式会社	社外監査役
		富士電機ホールディングス株式会社	社外取締役
		明治製菓株式会社	社外取締役
社外 監査役	古河潤之助	古河機械金属株式会社	社外取締役
		横浜ゴム株式会社	社外監査役
		株式会社インターネットイニシアティブ	社外取締役
	町田 幸雄	三井化学株式会社	社外取締役
		双日株式会社	社外監査役
		アスクル株式会社	社外監査役
	丹羽宇一郎	日本ガイシ株式会社	社外取締役
		J F Eホールディングス株式会社	社外取締役

注. 社外取締役岡部正彦氏は、日本通運株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社に対して資金の貸付を行っており、また基金の拠出を受けております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
坂東眞理子 (取締役)	4年9カ月 (平成16年7月就任)	取締役会17回開催 うち11回出席	これまでの職務経験を踏まえ、主に女性向けの商品開発や女性職員の更なる活躍推進について発言を行っております。
岡部 正彦 (取締役)	3年9カ月 (平成17年7月就任)	取締役会17回開催 うち15回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、主に営業戦略やお客様の信頼の回復のための職員教育の徹底について発言を行っております。
工藤 正 (取締役)	9カ月 (平成20年7月就任)	取締役会13回開催 うち10回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、主にリスク管理や内部監査の取組みについて発言を行っております。
古河潤之助 (監査役)	5年9カ月 (平成15年7月就任)	取締役会17回開催 うち14回出席 監査役会10回開催 うち9回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
町田 幸雄 (監査役)	2年9カ月 (平成18年7月就任)	取締役会17回開催 うち12回出席 監査役会10回開催 うち10回出席	弁護士としての専門的見地から、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
丹羽宇一郎 (監査役)	1年9カ月 (平成19年7月就任)	取締役会17回開催 うち12回出席 監査役会10回開催 うち9回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
坂東眞理子 (取締役)	<p>本契約の締結により、社外取締役および社外監査役は、保険業法第53条の33第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金300万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。</p>
岡部 正彦 (取締役)	
工藤 正 (取締役)	
古河潤之助 (監査役)	
町田 幸雄 (監査役)	
丹羽宇一郎 (監査役)	

(4) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの 報酬等
報酬等合計	6 名	37 百万円

注. 上記の報酬等の額のほか、平成 18 年 7 月 4 日の定時総代会決議に基づき、平成 20 年 3 月 30 日に死亡退任した社外取締役 1 名に対し平成 20 年度に役員退任慰労金を 9 百万円支給しております。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

166,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

13 名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名または名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
株式会社みずほコーポレート銀行	104,000	62.7
株式会社あおぞら銀行	20,000	12.0
株式会社新生銀行	20,000	12.0
伊藤忠商事株式会社	4,000	2.4
日本通運株式会社	4,000	2.4
富士通株式会社	4,000	2.4
古河電気工業株式会社	4,000	2.4
株式会社 A D E K A	1,000	0.6
日本軽金属株式会社	1,000	0.6
日本ゼオン株式会社	1,000	0.6
富士電機ホールディングス株式会社	1,000	0.6
古河機械金属株式会社	1,000	0.6
横浜ゴム株式会社	1,000	0.6

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 杉山 正治 指定有限責任社員 木村 修	103 百万円	非監査業務の内容 ・財務報告に係る内部統制の整備に係る助言業務 ・保険金支払業務に関する内部監査態勢の調査業務

注. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は 120 百万円です。

(2) 責任限定契約

氏名または名称	責任限定契約の内容の概要
新日本有限責任監査法人	本契約の締結により、会計監査人は、保険業法第 53 条の 33 第 1 項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

- イ 当社では、会計監査人が保険業法第 53 条の 9 第 1 項の各号に定める項目に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任とする方針です。
また、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、解任または不再任の議案を総代会に提出する方針です。
- ロ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、当社の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしている事実はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するため、コンプライアンス体制やリスク管理体制などの内部統制システムの基本方針を次のとおり策定しております（平成18年5月8日取締役会決定）。

また、平成21年4月1日付の組織機構改正において、「内部監査局」を新設したことに伴い、平成21年4月1日付にて、当該方針に内部監査局による内部監査の実施について規定することとしました（平成21年3月27日取締役会決定）。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「法令、社内規程および社会的規範を遵守すること」、すなわちコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスの企業文化としての定着を図る。

このため、社長を議長とし、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」を設置し、コンプライアンスについての協議を行うとともに、事業年度ごとにコンプライアンスの実行計画を策定し、その推進状況を定期的に検証する。

また、全役職員が具体的に遵守すべき規準を制定し、「コンプライアンスマニュアル」等により、全役職員への周知・徹底を図る。

さらに、各所属において所属長をコンプライアンス推進の責任者と位置づけるとともに、コンプライアンスの統括部署が全社のコンプライアンスに関する具体的な取組みを横断的に統括し、各所属のコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行う。

これらに加えて、職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口および弁護士を窓口とする社外相談窓口を設置することとし、通報者に対する不利益処分等を行わない。

なお、他の業務執行部門から独立した内部監査局による内部監査を通じて、各組織の内部管理態勢の適切性・有効性を検証する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程にもとづき、取締役会議事録、経営会議議事録その他取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存し、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、リスク管理体制の整備・強化を図る。

このため、全社的なリスク管理の方針を制定し、当社が管理するリスクを特定したうえで、管理手法や管理体制等を定める。

また、緊急事態が発生した場合に、迅速な対応を行うための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、経営計画等の会社経営の基本事項を決定するとともに、定期的に業務執行状況の報告を受けること等を通じて、取締役の職務執行の監督等を行う。

また、経営会議において、取締役会付議事項の立案および取締役会から委任された事項の決定を行い、業務執行上の迅速な意思決定を行う。

取締役会および経営会議付議事項ならびに業務分掌については、「取締役会規則」および「職務権限規程」に明記し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制とする。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務諸表作成に係る内部統制システムを整備・運用し、評価することにより、財務諸表の記載内容の適正性を担保し、財務報告の信頼性の確保を図る。

(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、実質子会社の業務の健全かつ適切な遂行の確保を目的に、当社より非常勤取締役・監査役を派遣し、経営状況等のチェックを行うとともに、定期的に内部監査部門による検証を行う。

また、実質子会社の管理・指導を行う社内規程を定め、健全性の確保等に努める。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役会に直属する組織として監査役室を設置し、監査役の監査業務を補佐する専属の使用人を置く。当該使用人は、取締役の指揮・監督を受けず、監査役の指揮命令下、その職務を遂行し、監査役に対してその責任を負う。

また、その使用人の人事異動・勤務考課・懲戒処分は、監査役会が指名する監査役の同意を必要とする。

なお、監査役室には若干名の兼務者を配置し、必要あるときは、監査役の補助業務を担当させる。

(8) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役または使用人が、法令に定める事項に加え、経営上重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合に、直ちに監査役に報告する体制とする。

また、代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換会を開催し、意思の疎通を図り、その他の取締役も積極的に監査役との意見交換を行う。

なお、円滑かつ実効的な監査活動のために、監査役会と会計監査人、内部監査部門等の連携に配慮する。

7. その他

- ① 平成20年7月1日、第61回定時総代会において、取締役に藤田 讓、佐藤美樹、種邑 満、横山 誠、井上義久、隅田正彦、豊田元則、坂東真理子、岡部正彦の各氏が再任され、新たに大橋宏之、初瀬良治、工藤 正の各氏が選任され、それぞれ就任しました。また、監査役には新たに鈴木貞雄氏が選任され、就任しました。
- ② 平成20年7月1日、取締役会決議により、代表取締役に藤田 讓、佐藤美樹の両氏が選定され、それぞれ就任しました。また、会長には藤田 讓氏が、社長には佐藤美樹氏が就任しました。
- ③ 平成20年7月1日、監査役会の決議により、常勤の監査役に石井 晃、鈴木貞雄の両氏が選定され、それぞれ就任しました。
- ④ 平成20年7月2日、財団法人朝日生命成人病研究所に対し、1億円を寄付しました。
- ⑤ 本年度末における社員総数は2,469,894名、総代数は148名です。